

第88号議案 長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正案の概要	2
2 施設の概要	3 ～ 7
3 管理運営の方針	7
4 今後のスケジュール	8
5 条例新旧対照表	9 ～ 10

中央総合事務所
教育委員会
令和6年9月

1 条例改正案の概要

(1) 地区公民館のふれあいセンター化の経緯

生涯学習施設である地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい拠点施設とし、地域コミュニティの活性化を図るため、平成28年度からふれあいセンターへの移行を進めており、令和6年4月1日現在、地区公民館22施設のうち次の14施設がふれあいセンターへ移行している。

○ 地区公民館から移行したふれあいセンター（14施設）

番号	所管	名 称	設置年月日	番号	所管	名 称	設置年月日
1	中央	式見地区ふれあいセンター	平成29年4月1日	8	南	蚊焼地区ふれあいセンター	令和2年4月1日
2	南	土井首地区ふれあいセンター	平成29年10月1日	9	中央	茂木地区ふれあいセンター	令和3年4月1日
3	中央	木鉢地区ふれあいセンター		10	東	日見地区ふれあいセンター	
4	南	晴海台地区ふれあいセンター		11	南	野母崎樺島地区ふれあいセンター	
5	中央	小ヶ倉地区ふれあいセンター	平成30年4月1日	12	北	出津地区ふれあいセンター	
6	南	深堀地区ふれあいセンター		13	中央	大浦地区ふれあいセンター	令和5年4月1日
7	中央	手熊地区ふれあいセンター	平成31年4月1日	14	南	脇岬地区ふれあいセンター	

○ 移行していない地区公民館（8施設）

福田、戸石、高浜、野母、川原、為石、三重、黒崎

(2) 改正の目的

市民が使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設として長崎市福田地区ふれあいセンターを設置するもの。

(3) 改正の内容

ア 長崎市ふれあいセンター条例の一部改正

第2条の表に次のように加える。

長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町10番地
-----------------	-------------

イ 長崎市公民館条例の一部改正

(ア) ふれあいセンター移行に伴う公民館の廃止

第2条の表長崎市福田地区公民館の項を削る。

(イ) その他所要の整備

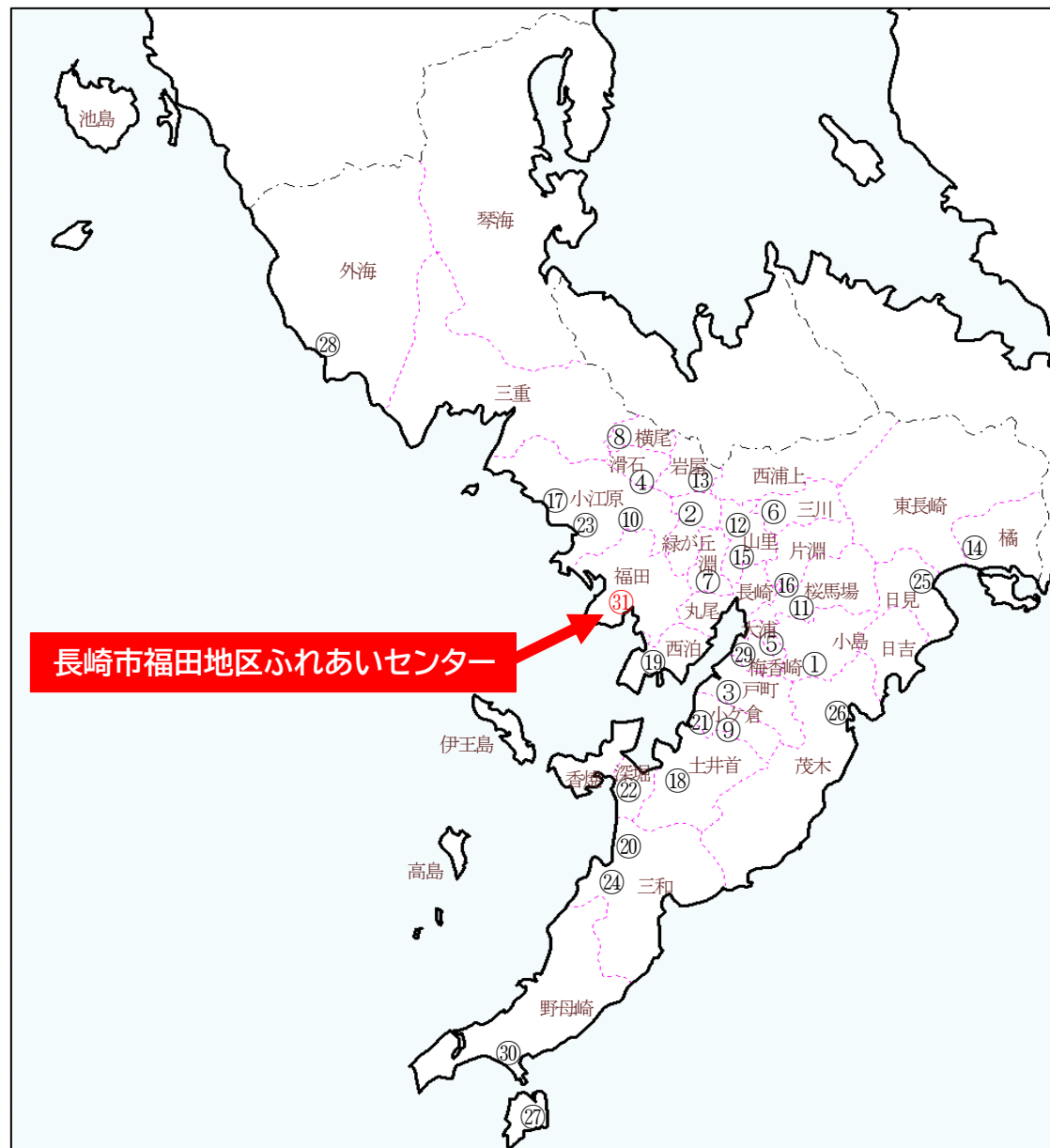
第13条第1項中「利用の許可を受けた者」を「利用者」に改める。

(4) 施行日 令和7年4月1日とする。ただし、長崎市公民館条例第13条第1項の改正規定は、公布の日からとする。

2 施設の概要

(1) 全体位置図

※点線は中学校区を示す



- ① 小島地区ふれあいセンター
- ② 緑が丘地区ふれあいセンター
- ③ 戸町地区ふれあいセンター
- ④ 滑石地区ふれあいセンター
- ⑤ 仁田佐古地区ふれあいセンター
- ⑥ 三川地区ふれあいセンター
- ⑦ 淵地区ふれあいセンター
- ⑧ 横尾地区ふれあいセンター
- ⑨ ダイヤランドふれあいセンター
- ⑩ 小江原地区ふれあいセンター
- ⑪ 桜馬場地区ふれあいセンター
- ⑫ 山里地区ふれあいセンター
- ⑬ 西北・岩屋ふれあいセンター
- ⑭ 橋地区ふれあいセンター
- ⑮ 浦上駅前ふれあいセンター
- ⑯ 上長崎地区ふれあいセンター
- ⑰ 式見地区ふれあいセンター
- ⑱ 土井首地区ふれあいセンター
- ⑲ 木鉢地区ふれあいセンター
- ⑳ 晴海台地区ふれあいセンター
- ㉑ 小ヶ倉地区ふれあいセンター
- ㉒ 深堀地区ふれあいセンター
- ㉓ 手熊地区ふれあいセンター
- ㉔ 蚊焼地区ふれあいセンター
- ㉕ 日見地区ふれあいセンター
- ㉖ 茂木地区ふれあいセンター
- ㉗ 野母崎樺島地区ふれあいセンター
- ㉘ 出津地区ふれあいセンター
- ㉙ 大浦地区ふれあいセンター
- ㉚ 脇岬地区ふれあいセンター
- ㉛ **福田地区ふれあいセンター**

(2) 位置図、平面図及び現況写真

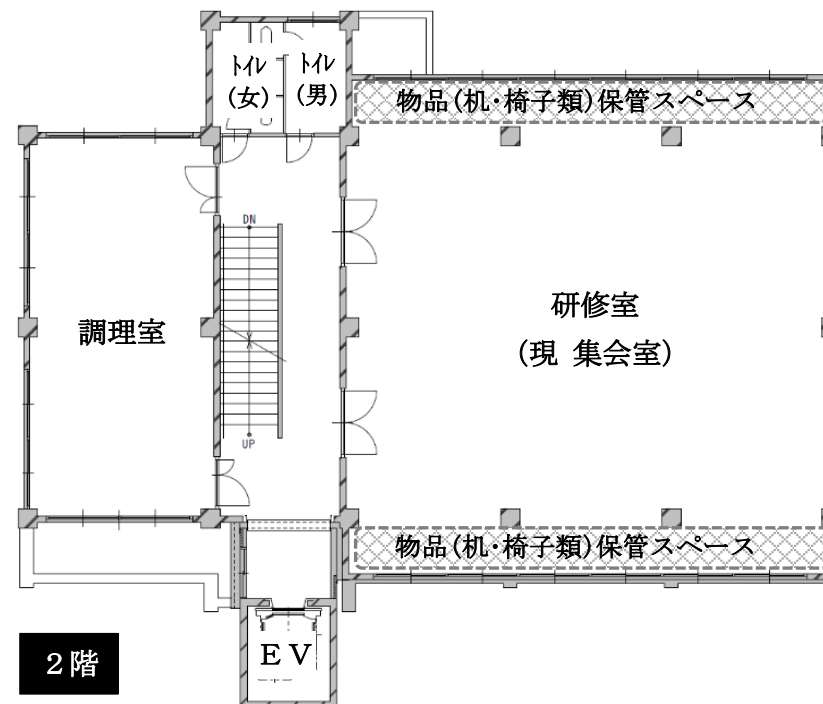
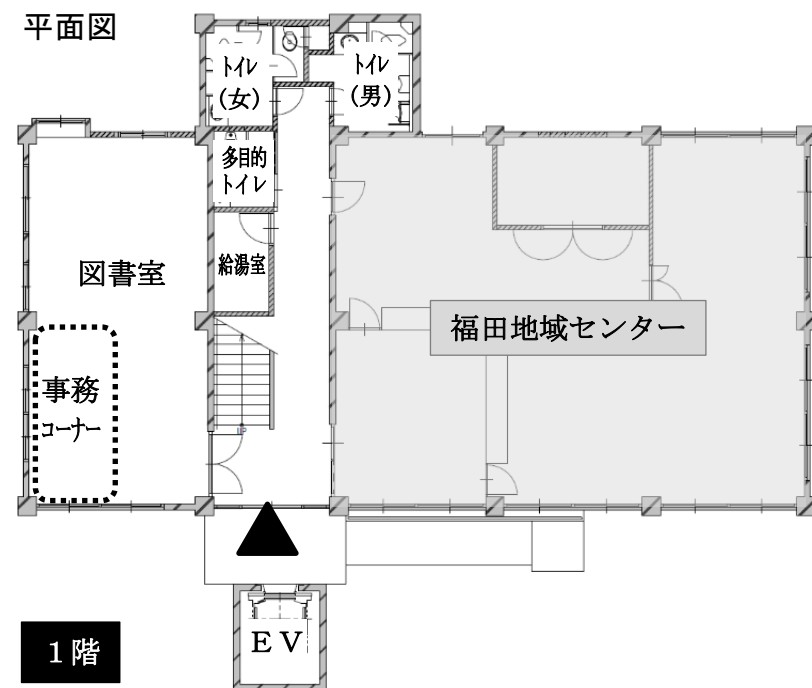
ア 位置図



(拡大図)



イ 平面図



ウ 現況写真



(3) 名 称 長崎市福田地区ふれあいセンター

(4) 所 在 地 長崎市福田本町 10 番地

(5) 設置年月日 令和 7 年 4 月 1 日（予定） ※建築年月日：昭和 45 年 7 月 30 日

(6) 設 置 目 的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資する

(7) 主な施設内容

構 造		鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積		359.12 m ² （地域センターを除く）
施 設 内 容	1 階	図書室
	2 階	研修室、調理室

(8) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時までの時間帯を基本とする 1 日 8 時間以上

(9) 休 館 日 ア 毎週日曜日又は毎週月曜日のいずれか。（ただし、市長が特別の理由があると認める期間については、休所日を設け
ないことができる。）

イ 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの期間内。

(10) 利用料金（基準額）

室 名	面 積	利用料金（1 時間につき）	
		室 料	冷暖房設備
研 修 室	127.6 m ²	314 円	209 円
調 理 室	49.6 m ²	104 円	146 円

(11) 利用者の推移（地区公民館の過去 4 か年実績）（単位：人）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数	※ 9,972	※ 9,775	10,758	11,074

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館

令和 2 年度：62 日間（4/22～5/10、1/10～2/21）

令和 3 年度：87 日間（4/28～6/7、8/27～9/12、1/23～2/20）

(12) 収支状況（地区公民館の過去4か年実績）

（単位：円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	97,094	123,768	170,276	137,303
支 出	4,812,216	5,320,319	5,237,374	5,871,292

3 管理運営の方針

(1) 運営方法 指定管理者制度による運営

(2) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 選定方法 非公募
（理 由）

ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設であることから、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体を、非公募により選定し管理させることが適当であるため。

(4) 利用料金制 適用する

4 今後のスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和6年9月	9月議会	条例改正 ・ 条例改正議案審議
令和6年11月	11月議会	指定管理者の指定 ・ 指定議案審議 債務負担行為の設定 ・ 補正予算議案審議
令和7年2月	2月議会	当初予算議案 ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審議

5 条例新旧対照表

(1) 長崎市ふれあいセンター条例

改正後（案）	現 行																		
昭和62年10月15日 条例第22号 （設置） 第1条 〔略〕 （名称及び位置） 第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td><td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td></tr> <tr> <td>〔 中略 〕</td><td>〔 中略 〕</td></tr> <tr> <td>長崎市脇岬地区ふれあいセンター</td><td>長崎市脇岬町 3, 309 番地</td></tr> <tr> <td>長崎市福田地区ふれあいセンター</td><td>長崎市福田本町 10 番地</td></tr> </tbody> </table> 第3条から第16条まで及び附則 〔略〕 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕	〔 中略 〕	長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3, 309 番地	長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町 10 番地	昭和62年10月15日 条例第22号 （設置） 第1条 〔略〕 （名称及び位置） 第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td><td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td></tr> <tr> <td>〔 中略 〕</td><td>〔 中略 〕</td></tr> <tr> <td>長崎市脇岬地区ふれあいセンター</td><td>長崎市脇岬町 3, 309 番地</td></tr> </tbody> </table> 第3条から第16条まで及び附則 〔略〕	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕	〔 中略 〕	長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3, 309 番地
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																		
〔 中略 〕	〔 中略 〕																		
長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3, 309 番地																		
長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町 10 番地																		
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																		
〔 中略 〕	〔 中略 〕																		
長崎市脇岬地区ふれあいセンター	長崎市脇岬町 3, 309 番地																		

(2) 長崎市公民館条例

改正後（案）	現 行																																
昭和 26 年 2 月 6 日 条例第 19 号 （趣旨） 第 1 条 〔略〕 （名称及び位置） 第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td><td>長崎市矢上町 19 番 1 号</td></tr> <tr> <td>〔 中略 〕</td><td>〔 中略 〕</td></tr> <tr> <td>長崎市戸石地区公民館</td><td>長崎市戸石町 1,740 番地 1</td></tr> <tr> <td>（ 削除 ）</td><td>（ 削除 ）</td></tr> <tr> <td>長崎市三重地区公民館</td><td>長崎市三重町 1,142 番地 1</td></tr> <tr> <td>〔 中略 〕</td><td>〔 中略 〕</td></tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td><td></td></tr> </tbody> </table> 第 3 条から第 12 条まで 〔略〕 （利用料金） 第 13 条 <u>利用者</u>（北公民館の利用に係るものに限る。）は、北公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2～4 〔略〕 第 14 条から第 24 条及び附則まで 〔略〕 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町 19 番 1 号	〔 中略 〕	〔 中略 〕	長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町 1,740 番地 1	（ 削除 ）	（ 削除 ）	長崎市三重地区公民館	長崎市三重町 1,142 番地 1	〔 中略 〕	〔 中略 〕	長崎市為石地区公民館		昭和 26 年 2 月 6 日 条例第 19 号 （趣旨） 第 1 条 〔略〕 （名称及び位置） 第 2 条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td><td>長崎市矢上町 19 番 1 号</td></tr> <tr> <td>〔 中略 〕</td><td>〔 中略 〕</td></tr> <tr> <td>長崎市戸石地区公民館</td><td>長崎市戸石町 1,740 番地 1</td></tr> <tr> <td><u>長崎市福田地区公民館</u></td><td><u>長崎市福田本町 10 番地</u></td></tr> <tr> <td>長崎市三重地区公民館</td><td>長崎市三重町 1,142 番地 1</td></tr> <tr> <td>〔 中略 〕</td><td>〔 中略 〕</td></tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td><td></td></tr> </tbody> </table> 第 3 条から第 12 条まで 〔略〕 （利用料金） 第 13 条 <u>利用の許可を受けた者</u>（北公民館の利用に係るものに限る。）は、北公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2～4 〔略〕 第 14 条から第 24 条及び附則まで 〔略〕	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町 19 番 1 号	〔 中略 〕	〔 中略 〕	長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町 1,740 番地 1	<u>長崎市福田地区公民館</u>	<u>長崎市福田本町 10 番地</u>	長崎市三重地区公民館	長崎市三重町 1,142 番地 1	〔 中略 〕	〔 中略 〕	長崎市為石地区公民館	
名称	位置																																
長崎市東公民館	長崎市矢上町 19 番 1 号																																
〔 中略 〕	〔 中略 〕																																
長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町 1,740 番地 1																																
（ 削除 ）	（ 削除 ）																																
長崎市三重地区公民館	長崎市三重町 1,142 番地 1																																
〔 中略 〕	〔 中略 〕																																
長崎市為石地区公民館																																	
名称	位置																																
長崎市東公民館	長崎市矢上町 19 番 1 号																																
〔 中略 〕	〔 中略 〕																																
長崎市戸石地区公民館	長崎市戸石町 1,740 番地 1																																
<u>長崎市福田地区公民館</u>	<u>長崎市福田本町 10 番地</u>																																
長崎市三重地区公民館	長崎市三重町 1,142 番地 1																																
〔 中略 〕	〔 中略 〕																																
長崎市為石地区公民館																																	